

## 令和4年度第1回埼玉県食の安全推進委員会 議事録

日 時：令和4年7月27日（水）10時00分～11時30分

場 所：Zoomによるオンライン会議

出席者：副委員長 坂梨 栄二 保健医療部食品安全課長

委 員 中村 禎子 十文字学園女子大学 人間生活学部 教授

委 員 斉藤 守弘 女子栄養大学 栄養学部 教授

委 員 堀江 正一 大妻女子大学 家政学部 教授

委 員 森田 満樹 (一社)FOOD COMMUNICATION COMPASS 事務局長

委 員 川島 俊樹 全農埼玉県本部 営農支援部長

委 員 丸山 盛司 (一社)埼玉県畜産会 専務理事

委 員 新 武司 (株)ヤオコー 食品安全担当部長

委 員 橋本 勝弘 (一社)埼玉県食品衛生協会

食品衛生アドバイザー

委 員 堀井 菜摘子(一社)埼玉県乳業協会 事務局長

委 員 大坪 晏子 合同会社フードプラス 代表

委 員 廣田 美子 さいたま市消費者団体連絡会 代表

(敬称略、順不同)

概 要：

1 開会

2 副委員長挨拶

3 議事

(1) GAPについて(資料1、2)

【事務局説明(農産物安全課)】

- ・前回委員会の際、実践農場と実需をつなげる機会の確保、生産者へのアプローチ、S-GAPの認知度向上のために知恵を貸していただくことを目的に推進チームの設立を提案し、了承していただいたところであった。
- ・令和4年3月に農林水産省が国際水準GAPガイドラインと推進方針を示し、現在、各都道府県が行っているGAPを引き上げて国際水準GAPへの一本化を求めている。
- ・県議会の2月定例会の一般質問で国際水準GAPの対応について農業者の声を十分に聞いて検討するよう要望があった。また、6月の県の事業レビューでもS-GAP加速化推進事業については見直しの指示を受けた。そのため、S-GAPについては再検討

をしており、今後の方向性について決まっていないので推進チームの設立については一旦白紙とさせていただきたい。

・現在、今後の検討に向け、農業者の声を聴くためのアンケートを実施しているところ。本日は新規事業を検討する上で以下の3点についてお知恵をお貸しいただきたい。

- ①GAPへの裾野を広げるという意味で、まずはS-GAPに取り組んでもらうことを宣言してもらい仕組みを新たに加えるという方向性について、御意見をいただきたい。
- ②GAPだけの認知度向上を図るのではなく、県として環境保全型農業を推進していることをPRするなかで、GAPがSDGsに貢献することを知っていただきエシカル消費を希求していく、という方向について、どんな御協力がいただけそうか教えていただきたい。
- ③国の国際水準GAPガイドラインに準じたS-GAPの上位版を設定すると仮定して、上位版を取った暁には量販店の仕入れ基準に合致するものかどうかで認めていただくことはできないのか意見をいただきたい。

#### 【意見交換】

・消費者の考えとしては流通業者の方にはS-GAPの農産物を優先的に受け入れる体制を取っていただかないと購買につながらないと思う。以前行っていたようなS-GAPに取り組んでいるというのぼり旗ではなく、環境保全を含めた施策でそういった農業を行っているというPRだったらいいのかと思う。

→(事務局)環境保全型という切り口で希求していきたい。たとえば、今年4月にオープンしたキューピー子会社の深谷テラスはS-GAPを応援いただいております。出荷者にS-GAPへの取組を推進していただいている。このような所とのタイアップイベントができればよい。また、大宮で秋に環境保全型農業のマルシェでのPRなどを考えている。生協や消費者団体の皆様にも参加を募り、周知にも御協力をいただければありがたい。

・事務局からの検討案③に関して、S-GAPを取ることで優先されることもあるかもしれないが、販売側の目線から見るとどれだけの物量がどれだけの価格で来るのかという懸念があり、そこだけを仕入れ基準とすることは難しい。選り好みできる状況ではなく、あるものを仕入れているのでS-GAPである必要がないというのが現状。S-GAPがあるから優先されるというレベルには中々ならない。

・S-GAPを国際水準に近づけた上位版と簡易版での取組を進めていくというのはいいかと思う。裾野を広げるという意味ではあるべき姿とを感じる一方、HACCPや国際規格であるGFSIなど何らかの認証を取っているからといって本当に管理レベルが高いかというのは決して一致しないという実情がある。

- ・環境保全型農業やSDGsと連携させてのメリットをうたうのは小売り側としてもできると思うが、仕入れのベースにはならない。S-GAPを取っていることでよりメリットがあるものであるというたい方は今の段階では難しいと思う。
- ・HACCPの際にも同様の話があったが、導入した後どのように維持していくかというところのフォロー体制を今の段階から見越して組んでいかないと、件数を増やしただけでは、何も変わらないと懸念している。

(事務局)

- ・大手のスーパーマーケットでは民間認証GAPを農場に求める動きが若干進んできていると認識しているが、この動きは今後加速化していくと考えてよいのか。もし加速化しているのであれば、国の国際水準GAPガイドラインに準拠したGAPであればJGAP、アジアGAPでなくても求める対象となりうるのかお聞きしたい。

→ (委員) 個人的な考えではあるが、日本の大手小売り業者で民間認証を求める動きは加速し、今後間違いなく広がっていくと考えられる。販売側は全ての農場に行き確認するということは物理的に不可能なので、認証を取っていることで最低限のことを行っていると判断されることが理由の一つ。しかし、それは規格の内容自体を重視しているのではなく、認証の仕組みとして第三者が客観的にみているはずだという前提のもとに成り立っていることなので、S-GAPをJGAP等民間認証の代替にするのであれば、同じように管理ができていくということをアピールし、認証の仕組みや審査機関に対する要求事項をS-GAPに取り入れていくことが最低限必要になるかと思う。

→ (事務局) 取引基準に代替できるような形にしていけるよう、流通の御担当者に相談していきたい。相談先を御紹介いただけるとありがたい。

- ・GAPそのものの認知度が低いのに国際規格もあれば都道府県の実組もあり、消費者としてはわかりにくいと感じる。GAPは事業者間の取引要件のようになっているので、消費者のための啓発はしなくてもいいのかもしれないが、第三者機関が認証していない上位版のS-GAPに関しては消費者を味方につけて理念を伝えることが大事かと思う。
- ・農水省が行っているみどりの食料システム戦略の中での位置づけがよくわからない。農水省は国際水準GAPについて、未認証にするのかみどりの食料システム戦略との関係やその中で広げていくのかという考えを御存じであれば教えてほしい。

→ (事務局) 国際水準GAPについて、農水省は都道府県と一体的に推進をしていこうという立場であるが、いわゆる認証制度のようなものを設けるという考え方は今のところないと聞いている。ただし、都道府県が独自で確認する制度等を設けるとすることについてはやぶさかではないとのこと。

国の国際水準GAPガイドラインに準じたGAPに取り組んでいれば国内のGAPとしては十分であるという形の合意を国内の量販店と取るよう、国に要望をしている。

みどりの食糧システム戦略の中に明確に位置づけられているわけではないが、GAPに取り組むことは、みどりの食料システム戦略の目的に合致した農業を実践する形になると思う。

- ・消費者の啓発について、他の委員からの意見にもあったようにのぼり旗を用いた啓発を行うのではなく、環境保全型の農業が大事、従事者はもっと大事、そして埼玉の農業は変わっていくための取組があるということをもっと知ってもらうことが必要だと感じる。道の駅やマルシェなどの場所でそこで販売されている農産物と直接つながりなくとも埼玉県が行っていることを知ってもらい、応援しようとなるような仕組みがあるといいかと思う。

→（事務局）マルシェなど様々な機会を設けて、環境保全型農業の推進、農業のSDGsといった切り口からGAPを周知していきたいと考えている。消費者団体や生協などでそうした機会があれば参加させていただきたく御連絡いただけないかと考えている。

- ・資料1に『国の推進方策に都道府県GAPの国際水準の引き上げを進め、国と都道府県が一体となって国際水準GAPの取組を推進』と記載があるが、国は基本的に国際水準GAPを推し進めていくのか、それとも農業者の窓口として各県の事情に応じた取組で良く、パンフレットなどで国際水準GAPという言葉を統一した形で今後出回っていくということか。

→（事務局）国は令和12年度までに国際水準GAPガイドラインに基づくGAPを、ほぼ全ての産地で取り組むことを目指している。認証をするわけではなく、取り組む、ということを目指すもの。

- ・国際水準というのはあくまでも水準、ガイドラインであって、新たな認証制度ができるわけではないということの良いか。

→（事務局）はい。埼玉県はS-GAPという形で県職員が基準を満たしていること確認するという制度を運営している。現状、旧ガイドラインに沿った形のため、3分野を網羅しているが、国はこれまでの3分野から5分野網羅した国際水準GAPガイドラインに沿った形でのバージョンアップを求めてきているところ。このため、仮にS-GAP上位版を作り、県職員が評価する場合、量販店等でJGAPなど民間のGAPと同等に扱ってもらえるのであれば生産者の取り組むモチベーションが上がるという趣旨で③の御相談をさせていただいた。

- ・国は大規模農場、小規模農場も同じように考えているのか。HACCPの場合には小規模飲食店等はHACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行っていただければOKということで弾力的に進めているがGAPはどうなのか。国際水準GAPを行えるのは大規模農場のみで小規模農場は入っていくことができないとなると、生き残るのは大規模農場しか困難であるということになりかねないという懸念がある。環境保全というのは重要なことなので推し進めなくてはいけない。一方で令和12年までに小規模農場も含め、すべての農場で行うのは難しいので、書類を整えるだけの形になってしまうと本末転倒ではないかと感じてしまうが、県や国の考え方を教えてほしい。

→（事務局）国際水準GAPのガイドラインは取組項目が約65項目あり、これまで取り組んでいない方が全ての項目を満たすというのは非常に高い壁があると考えている。

その一方で、ある程度取り組んでみると、やってよかったと思われて、ステップアップしていく農場が多いという実感がある。そのため、まずは取り組む方の裾野を広げること。取組項目の数を絞って心のハードルを下げ、まずやってみていただいてから取組を高めていくというアプローチがあるかなと考え、検討をしているところである。

（事務局）

- ・最後に、②については是非連携してPRに取り組んでいただければと考えている。皆様とどういった連携ができそうか、こういったことならできそうだということがあれば教えていただきたい。
- ・③について、量販店等の独自基準とリンクする方向で検討していくために、こういったやり方がある、こういった相談ならできるなどのアイデアがありましたら教えていただきたいと考えている。

（2）その他

①HACCPについて

【事務局説明（食品安全課）】

- ・食品衛生協会の委託事業で稼働講習を行うことを計画していたが、新型コロナウイルスに対する十分な感染拡大防止対策を行ったうえで行わなければならなかったため講習会1回あたりの参加人数を半分以下に減らしながら行った。講習会の回数を増やし、資料3の表にあるように全県下で380回の実施、約18,000施設に稼働確認を行ったが、本来の目標である50,000施設に導入という目標達成には至らなかった。
- ・令和4年度は、残る11,000施設の稼働導入を行っていくことを目標としている。昨年度同様、継続手続き、監視の際、窓口での各種相談、講習会等あらゆる機会をとらえHACCPの導入を行っていく。
- ・既に導入している施設についても業者自らが販売する食品について継続的に安全性を担保していくため自主検査を推奨している。具体的にはHACCPの導入と同時に

P D C Aサイクルがうまく稼働できるよう自主検査の必要性、有用性を説明し、自主衛生管理の検証について十分に行うよう周知していこうというところ。

#### 【意見交換】

- ・フルのH A C C Pと弾力的なH A C C Pはどれほど違いがあるのか、簡単に教えてほしい。

→ (事務局) H A C C Pには基準A、Bとあり、基準AがフルのH A C C Pとなる。基準Bが小規模な飲食店となるが、それらについては業界団体が出している手引書を中心にH A C C Pを導入している。業界団体の手引書は省略できるところは省略しているので内容が簡単になっている。手引書を基準として食品衛生協会が作成した冊子を、小規模な飲食店に案内をしながら導入を進めている。

- ・施設側としてはどういったことをクリアするとH A C C Pの稼働だと認めもらえるのか。

→ (事務局) まずは計画を立てていただき、毎日の記録を行うことをもって、導入のスタートとなる。その後、自主検査、自己研鑽、健康診断の実施、日々の衛生管理など行わなければならないことがあるので保健所の職員は機会がある毎に必ず確認を行い、不十分なところがあれば是正してもらうことで、安全につながっていくと考えている。

- ・資料3について、埼玉県が対象とする食品事業者が50,000件あり、内18,000件の稼働確認をしたという理解でよろしいか。

→ (事務局) 令和3年度だけで18,000件の稼働確認を行っており、累計で39,000件の稼働確認を行っている。

- ・町の小さな飲食店についてはB基準でのH A C C Pの取り組みを行っていることかと思うが、実際どのように指導を行っているのか。

→ (事務局) 食品衛生協会が作成している衛生管理ノートというものがある。このノートにはどういった記録が必要であるとか、どのように衛生管理を行えばよいのかがまとまっているので、ベースに使ってもらうと簡単なため導入の際には案内をしている。

#### ②有機農業プラットフォームについて

##### 【事務局説明（農産物安全課）】

- ・生産、流通、消費者、農業資材、その他技術的な方を含め、県内で有機農業に携わっている方が集える場所ということでフェイスブック上に有機農業プラットフォームを開設した。有機農業を行っている方は農業者全体の0.3%程で県内に散らばっている。

売り先を見つける、技術的な課題解決、買いたい方がどこにどういった生産者がいるのかといった情報を一元的に集めやすくすることを目的としている。

多くの方に参加していただきたい。詳細は農産物安全課ホームページに掲載されている。